

「応用物理学会放射線分科会 学生講演 最優秀賞/奨励賞」 規程

1. 【本規程の趣旨】

本規程は、放射線に関する研究についての優秀な講演に対して、応用物理学会放射線分科会（以後、放射線分科会）が行う表彰について定める。

2. 【表彰の名称】

本表彰は「応用物理学会放射線分科会 学生講演最優秀賞」（以下、「最優秀賞」という）及び「応用物理学会放射線分科会 学生講演奨励賞」（以下、「奨励賞」という）と称する。英語名は、“JSAP Ionizing Radiation Division Best Student Presentation Award” 及び “JSAP Ionizing Radiation Division Student Presentation Encouragement Award” とする。

3. 【表彰の目的】

本表彰は、放射線に関する研究の進展または技術の向上に多大な貢献をした成果を称えることを目的とし、特に優秀な研究内容を表彰する「最優秀賞」と、今後のさらなる研究進展を奨励する「奨励賞」を設ける。

4. 【受賞対象】

本表彰の対象者は、春季または秋季の応用物理学会学術講演会の大分類 2. 放射線において当該講演の第一著者であり、所定の講演日に実際に発表を行った放射線分科会学生会員とする。

5. 【受賞者数】

受賞者数は、最優秀賞 最大 1 名、奨励賞若干名とする。なお、受賞者数は審査対象者総数の 10%以内を目安とする。

6. 【審査対象者】

春季または秋季の応用物理学会学術講演会の大分類 2. 放射線にて講演予定の放射線分科会学生会員は、講演採録決定後、放射線分科会からの連絡を受けて、自薦により本表彰の審査対象者となる。

7. 【審査方法と除外規程】

放射線分科会幹事長が委嘱した選考委員会は、審査方法と審査過程を管理する。審査対象者は、当該対象者との利益相反がない複数名の放射線分科会正会員の投票により一次審査される。一次審査の結果を受けて、選考委員会は、審査結果を幹事長に報告する。ただし、応用物理学会の他賞を受賞した講演は、対象から除外する。また、「最優秀賞」及び「奨励賞」の各々について、過去に一度受賞した者は、原則、対象から除外する。

8. **【受賞者の決定】**

放射線分科会幹事長は、選考委員会より選考経過および結果について報告を受け、受賞者を決定する。放射線分科会幹事長は、応用物理学会理事会および放射線分科会幹事会に受賞者を報告する。

9. **【表彰に関する事項の審議】**

本表彰の実施に関する必要な事項の審議および決定は、放射線分科会幹事会が行なう。

10. **【表彰の種類】**

表彰は賞状授与とする。

11. **【受賞者の放射線分野での更なる寄与の依頼】**

放射線分科会は、受賞者に対して、次世代放射線シンポジウムでの講演の奨励や分科会会誌「放射線」等への寄稿依頼などを通じ、分野の更なる発展に向けた活躍の場を設ける。

12. **【表彰規程の改正】**

本規程は、総務担当理事の承認を経て改正することができる。

附則 本規程は2020年7月8日から施行する。

2021年6月23日 改正 総務担当理事承認

2022年11月7日 改正 総務担当理事承認